

平成30年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成30年3月14日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊	雄君
	1番	田村泰	之君
	2番	村上寿	之君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋	二君
	7番	橋本良	一君
	8番	石田安	夫君
	9番	蛭澤幸	一君
	10番	野口	圓君
	11番	藤枝	浩君
	12番	飯田正	憲君
	13番	西山	猛君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	横倉き	ん君
	17番	大貫千	尋君
	18番	大関久	義君
	19番	市村博	之君
	20番	小藺江	一三君
	21番	石崎勝	三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸	樹君
副	市	長	久須美忍君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	塩 畑 正 志 君
総 務 部 長	中 村 公 彦 君
市 民 生 活 部 長	石 井 克 佳 君
福 祉 部 長	鷹 松 丈 人 君
保 健 衛 生 部 長	打 越 勝 利 君
産 業 経 済 部 長	米 川 健 一 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満 君
上 下 水 道 部 長	鯉 淵 賢 治 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	水 越 均 君
笠 間 支 所 長	渡 部 明 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君

---

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 光 司
次 長 補 佐	堀 越 信 一
主 査	若 月 一
係 長	神 長 利 久

---

議 事 日 程 第 6 号

平成30年3月14日（水曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 陳情第30-2号 地方創生及び国土強靱化に向けた首都圏外周環状線の連結強化の  
為の整備促進を求める意見書の提出について  
陳情第30-3号 土砂災害防止に関する陳情書
- 日程第4 議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
議案第3号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて  
議案第4号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について  
議案第5号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

- 議案第6号 笠間市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 笠間市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 友部都市計画南友部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 笠間市観光振興基金条例を廃止する条例について
- 議案第23号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例について
- 議案第24号 笠間市土採取事業規制条例について
- 議案第25号 福ちゃんの森公園の設置及び管理に関する条例について
- 議案第26号 笠間市動物の愛護及び管理に関する条例について
- 議案第27号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について

- 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第5 議案第39号 平成30年度笠間市一般会計予算
- 議案第40号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第41号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第42号 平成30年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第43号 平成30年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第44号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第45号 平成30年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第46号 平成30年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第47号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第48号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計予算
- 日程第6 委員会提出議案第1号 地方創生及び国土強靱化に向けた首都圏外周環状線の連結強化の為の整備促進を求める意見書

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 陳情第30-2号 地方創生及び国土強靱化に向けた首都圏外周環状線の連結強化の為の整備促進を求める意見書の提出について
- 陳情第30-3号 土砂災害防止に関する陳情書
- 日程第4 議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第3号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について
- 議案第5号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 笠間市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第10号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 笠間市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 友部都市計画南友部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 笠間市観光振興基金条例を廃止する条例について
- 議案第23号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例について
- 議案第24号 笠間市土採取事業規制条例について
- 議案第25号 福ちゃんの森公園の設置及び管理に関する条例について
- 議案第26号 笠間市動物の愛護及び管理に関する条例について
- 議案第27号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第5 議案第39号 平成30年度笠間市一般会計予算
- 議案第40号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第41号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第42号 平成30年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第43号 平成30年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第44号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第45号 平成30年度笠間市立病院事業会計予算

議案第46号 平成30年度笠間市水道事業会計予算

議案第47号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第48号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計予算

日程第6 委員会提出議案第1号 地方創生及び国土強靱化に向けた首都圏外周環状線の連結強化の為の整備促進を求める意見書

---

午前10時00分開議

### 開議の宣告

○議長（海老澤 勝君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。

本日の欠席議員は17番大貫千尋君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者並びに議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

### 議事日程の報告

○議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番藤枝 浩君、12番飯田正憲君を指名いたします。

---

### 諸般の報告について

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

市長から発言を求められておりますので、許可します。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） ドイツ連邦共和国ルール市との友好都市協定の締結についてご報告を申し上げたいと思います。

お手元の法令等に基づく報告書事項の1ページの概要と2ページの協定書案をごらんをいただきたいと思います。

本件については、昨年11月24日の議員全員協議会でご報告させていただいておりますが、協定書の案がまとまりましたので、その内容についてお示しさせていただきます。この内容はルール市の議会でも承認されており、5月13日の協定締結式において、日本語とドイツ語で記された協定書にそれぞれの市長が署名を取り交わす予定であります。

本市としましては初めての海外都市との友好都市協定を締結することになりますが、今後、互いの文化、伝統を尊重し、これまで続けてきたルール市との交流をさらに深めてまいりたいと考えております。

なお、調印式には議会からもご出席を賜りたく存じますのでよろしくお願いを申し上げ、報告にかえさせていただきたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） また、法令等に基づく報告事項を配付してありますのでご了承願います。

---

陳情第30-2号 地方創生及び国土強靱化に向けた首都圏外周環状線の連結強化の為の整備促進を求める意見書の提出について

陳情第30-3号 土砂災害防止に関する陳情書

○議長（海老澤 勝君） 日程第3、陳情第30-2号 地方創生及び国土強靱化に向けた首都圏外周環状線の連結強化の為の整備促進を求める意見書の提出について及び陳情30-3号 土砂災害防止に関する陳情書を一括議題といたします。

なお、陳情第30-2号につきましては、当初付託いたしました建設土木委員会から総務産業委員会に付託がえをいたしましたのでご報告いたします。

それでは、付託した常任委員会の委員長から、審査の経過並びに結果について報告願います。

初めに、総務産業委員会委員長小松崎 均君。

〔総務産業委員長 小松崎 均君登壇〕

○総務産業委員長（小松崎 均君） 今期市議会定例会におきまして総務産業委員会に付託をされた陳情について、審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は3月1日に委員会を開催し、陳情第30-2 地方創生及び国土強靱化に向け

た首都圏外周環状線の連結強化の為の整備促進を求める意見書の提出について審査を行いました。

審査の過程において、交通網の整備、充実、暮らしやすいまちづくりや産業振興に寄与するだけでなく、東京一極集中の是正には欠かせない重要な要素であるとともに、新幹線網の整備により、沿線地域にとって新幹線網とのアクセス向上及び首都圏外周地域相互を結ぶ横軸の鉄道網の連結強化は、地方創生の実現の大きな推進力になると考えられる。

また、首都圏直下地震発生時に東京圏を通過せず、水戸から茅ヶ崎間の代替輸送機関を充実させておくことは、国土強靱化上でも大変重要であると考えられ、願意妥当との意見がありました。

一方、内容の精査が必要であるとの意見もあり、採決の結果、賛成多数により採決すべきものとしたしました。

以上が、総務産業委員会に付託になりました陳情の審査結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げますと報告いたします。

○議長（海老澤 勝君） 次に、建設土木委員会委員長橋本良一君。

〔建設土木委員長 橋本良一君登壇〕

○建設土木委員長（橋本良一君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託されました陳情について、審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は3月2日に委員会を開催し、陳情第30-3号 土砂災害防止に関する陳情書について審査を行いました。

陳情の趣旨の第1点目にあります各行政事務における情報開示の請求は、当然市民の権利であり、民主主義の原点とも言えると思います。したがって、議会の立場からすれば、議決以前の問題と思料いたします。

第2点目の産業廃棄物不法投棄根絶の議決を求めることは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律にのっとり、再言するまでもなく、根絶すべきことであります。当然、当委員会も同様の理解であります。

また、3点目の当該開発事業に関する許認可権については執行部側が有するものでありますが、それに対する意見、要望は、市民の代弁者たる議員、議会の最大の責務でもあります。

以上の観点からすれば、本陳情書の真意は十分に理解でき、その上で、当委員会としては趣旨採択とすべきものとするに全会一致により決定しました。

以上が、建設土木委員会に付託になりました陳情第30-3号の審査結果であります。

議員各位のご理解をいただきご賛同を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げますと報告いたします。

○議長（海老澤 勝君） 17番大貫千尋君が着席いたしました。

委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

3番石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 3番、日本共産党の石井 栄でございます。

今の報告に関して1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

要望事項の中には、首都圏外周環状線、JR常磐線、水戸線の連結強化のための各種整備促進を図ることを要望すると、このことが主な要望事項で、趣旨として、リニア中央新幹線の整備を契機にインバウンドの増加が期待されると書いてあるだけで、首都圏外周環状線、JR常磐線、水戸線の連結強化整備という要望に対する趣旨の採択ということではないんですかね。その点を確認をさせていただきます。

○議長（海老澤 勝君） 総務産業委員長小松崎 均君。

○総務産業委員長（小松崎 均君） お答えをいたします。

ただいまお話がありました関連でございますけれども、要するに、趣旨についてはお配りをしてある内容でございます。つまり東京一極集中という形の中だけではなくて、例えば外周の交通網を充実することによって、つまり東京を通過せずに経済を活性化させるというような趣旨の要望だと理解をして討論をしました。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 私が確認したいのは、この趣旨に賛成するということがリニア中央新幹線、これに賛成することにつながるのかどうか、その点を確認したいんですけれども。

○議長（海老澤 勝君） 総務産業委員長小松崎 均君。

○総務産業委員長（小松崎 均君） 先ほど申し上げましたように、要するに外周の、いわゆる交通網を充実させるという趣旨でございますから、リニアについては全く触れておりません。

○議長（海老澤 勝君） よろしいですか。

○3番（石井 栄君） はい。

○議長（海老澤 勝君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、陳情第30-2号 地方創生及び国土強靱化に向けた首都圏外周環状線の連結強化の為の整備促進を求める意見書の提出についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（海老澤 勝君） 結構です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情30－3号 土砂災害防止に関する陳情書を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり趣旨採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を趣旨採択することに決定いたしました。

---

議案第 2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 3号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について

議案第 5号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 笠間市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第10号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第11号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第12号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第13号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について

議案第15号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 笠間市特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第17号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について

- 議案第18号 友部都市計画南友部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 笠間市観光振興基金条例を廃止する条例について
- 議案第23号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例について
- 議案第24号 笠間市土採取事業規制条例について
- 議案第25号 福ちゃんの森公園の設置及び管理に関する条例について
- 議案第26号 笠間市動物の愛護及び管理に関する条例について
- 議案第27号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（海老澤 勝君） 日程第4、議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ないし議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議についての27件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告願います。

委員長小松崎 均君。

〔総務産業委員長 小松崎 均君登壇〕

○総務産業委員長（小松崎 均君） 今期市議会定例会におきまして総務産業委員会に付託をされた議案について、審査の経過及び結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は3月1日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第2号のほか14件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、今回の改正により人件費全体でどの程度増額になるかとの質疑に対し、約3,000万円増額となるとの答弁がありました。

次に、議案第4号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例については、福祉部と保健衛生部を統合する目的、意義についての質疑に対し、市立病院のオープンに伴い、

保健、福祉、医療の多業種間の連携強化により一体となって業務の充実を図り、より住民サービスを向上させる目的との答弁がありました。

次に、議案第7号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例については、この条例の適用実績についての質問に対し、平成29年度に条例の適用となったのは5事業所であり、当初課税額約1億1,000万円に対し、減免額は約4,400万円になるとの答弁がありました。

次に、議案第15号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、指定管理業務内容についての質疑に対し、つつじ公園管理にイベントを含めての委託を予定しており、仕様書や選定方法を検討し、事業者を選定していくとの答弁がありました。

次に、議案第21号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例については、違対象物の違反内容の公表手順についての質疑に対し、違対象物把握のための立ち入り検査を実施し、違反事項を伝え、指導を行い、14日後、2週間を経過してもなお改善されない場合は公表することになるとの答弁がありました。

次に、議案第24号 笠間市土採取事業規制条例については、条例を適用する事業区域の面積を500平方メートル以上、採取する土の量は500立方メートル以上とした根拠についての質疑に対し、隣接の水戸市、石岡市など既に県外の市町村で制定している条例を参考に、笠間市に適した規模とし、定めたものであるとの答弁がありました。

次に、討論であります。議案第4号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例については、統合により部長職の職員が1人になると広範囲になる業務の全てを把握し、指導、監督していくのは困難であると考えられ、住民サービスの低下が懸念されることから反対討論がありました。

このほか議案第5号、6号、20号、22号、25号、28号については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査結果を踏まえ、当委員会に付託された議案について採決をしたところ、議案第4号につきましては賛成多数により可決すべきもの、議案第2号から28号までの14件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げましてご報告といたします。

○議長（海老澤 勝君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長石田安夫君。

〔教育福祉委員長 石田安夫君登壇〕

○教育福祉委員長（石田安夫君） 今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は3月1日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第8号外7件の付託議案の審査を行いました。

それでは、審査の過程での主な質疑等についてご報告申し上げます。

初めに、議案第9号では、新たな制度としてできる介護医療院やサテライト型指定介護小規模多機能型居宅介護事業所について、施設の特性や施設の概要はとの質疑に対し、執行部から、介護医療院は病院と老人保健施設の中間的な施設であり、介護療養病床にかわる新たなサービスの形態で、介護サービスの質の低下につながるものではない、またサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所は、医療ニーズの高い方が比較的多く利用する施設であり、本所を備えている事業所が出張所のような細かい拠点をつくり、そこでサービスを提供する仕組みであるとの答弁がありました。

次に、議案第11号では、条例第33条第9号中、サービス担当者会議におけるやむを得ない理由がある場合の担当者に対する意見、照合とは具体的にはどういう場合なのか、また市の担当者の関与はあるのかとの質疑に対し、執行部から、例えばドクターが会議にかかわる場合、ドクターが緊急の医療対応で会議に参加できない場合などは、指示書などで意見書を求めるケースが想定される、また、市の担当者の関与については、基本的に担当者会議は本人、その家族、ケアマネジャー、サービス事業所の担当者が中心となって行うが、市の職員が必ずしもかかわるものではないとの答弁がありました。

次に、議案第27号では、条例第16条第20号中、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画における訪問介護の回数について、例えば要介護度2のケースによる国のガイドラインによる回数は何回と定めているかとの質問に対し、執行部からは、国の基準はまだ示されていないが、検討段階として参考までに言うと、要介護度2の場合、月に33回を超える場合は居宅サービス計画を市に提出しなければならないというような方向性が示されているとの答弁がありました。

また、それに関して、その訪問回数に対する市の見解はとの質疑に対し、執行部からは、個人の抱える課題によって訪問回数は変わってくるものであり、一概には言えない、国が定めたルールの中で市は援助の必要性を図っていくことが肝要と考えるとの答弁がありました。

次に、議案第12号では、特定世帯及び特定継続世帯とはどういう世帯か、また、それは一般会計繰り入れに影響するのかとの質疑に対し、執行部から、特定世帯は後期高齢者医療制度への移行によりその世帯の国保加入者が1人になる世帯をいう、特定継続世帯は特定世帯に該当して5年経過後、さらに3年間平等割が軽減される世帯をいう、また、どちらの世帯も一般会計繰り入れには影響はないとの答弁がありました。

次に、議案第14号では、今回の使用料の改定は、消費税が8%から10%になったときにはまた改定するのかとの質疑に対し、執行部から、今回は消費税8%で改定しているので、消費税が10%になったときには改定していくことになるとの答弁がありました。

次に、討論であります。議案第27号に反対の立場から、指定居宅介護支援の具体的取り扱い方法において介護支援専門員は居宅サービス計画の提出を義務づけているが、これはサービスの回数の抑制につながるおそれがあり、適切な保健医療サービスが法的に提供されるということの保障にはならないと考える。よって、本案には反対であるとの討論がありました。

このほか議案第8号、議案第10号及び議案第13号については、執行部から詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された議案について採決いたしましたところ、議案第27号につきましては賛成多数により原案のとおり可決すべきもの、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号及び議案第14号につきましては、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海老澤 勝君） 次に、建設土木委員会委員長より報告願います。

委員長橋本良一君。

〔建設土木委員長 橋本良一君登壇〕

○建設土木委員長（橋本良一君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は3月2日午前10時から、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第16号外3件の付託議案の審査を行いました。

それでは、審査の過程での主な質疑や意見などについてご報告申し上げます。

初めに、議案第17号では、公園施設の敷地面積の制限において運動施設割合が100分の50となった具体的な理由についての質疑に対し、執行部から、都市公園法の定められていた割合が削除され、地方公共団体の条例に記載することとなったため条例改正であります。都市公園内の運動施設面積が50%を超えない旨の改正であるとの答弁がありました。

次に、議案第18号では、別表第2の項目（1）の項に挙げる構築物にはどのような法律から準用しているのかとの質疑に対し、建築基準法を準用しているとの答弁がありました。

このほか議案第16号、議案23号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された議案について採決いたしましたところ、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海老澤 勝君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。  
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。  
通告がありますので、発言を許可いたします。  
3番石井 栄君。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番、日本共産党の石井 栄です。

議案第4号及び議案第27号に反対する討論を行います。

一、議案第4号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

提案理由に記されているのは、本案は、平成30年度の行政組織機構の改編に伴い所要の改正を行うものと、これだけあります。これが提案理由になるのか、なぜ、そのような組織改編を行うのか十分議論がされたのでしょうか。しっかりした討論がなされ、問題点が明らかにされ、それを克服したのですか、疑問が湧いてきます。これで果たしてうまく物事が運ぶようになるのでしょうか。

さて、この条例案の内容に移ります。

この条例案の主な改編の内容は、第3条、部の事務分掌は次のとおりにするとして、一つは、市長公室の事務分掌項目からオの情報政策に関すること、キの行政改革に関することを削除して、総務部の事務分掌に移行し、その結果、市長公室は事務分掌項目が6項目から4項目に減少し、一方、総務部の事務分掌項目は2項目加わり6項目に増加します。

また、福祉部と保健衛生部を統合して保健福祉部に改編し、従来5課、すなわち保険年金課、健康増進課、子ども福祉課、社会福祉課、高齢福祉課が担ってきた事務分掌項目を、ア、社会福祉に関すること、イ、介護保険に関すること、ウ、国民年金に関すること、エ、国民健康保険及び医療に関すること、オ、保健衛生に関すること、カ、医療に関することと、と6項目に整理するものです。

事務分掌上は、子ども福祉課の業務は社会福祉に関する部門に分類されますが、子ども福祉課としてそこで仕事が継続されることとなります。この改編案では、部全体の職務が肥大化し、これを統括する部長が全体を把握することが難しくなります。そのため、部としての一体性をもって業務に当たることに困難が生じます。両部とも多岐にわたり深い内容の分野を担当しています。

審議の過程で、福祉部、保健衛生部の両部長から、的確な説明を受けたことを記憶しています。しかし、これも限界があると思います。統合によって大きな部をつくり、部長の職務の範囲が拡大され、それに伴って責任が過大になりますが、統一体としての部として

の機能を果たしにくくするものです。同時に、結果として、部長職のポストが1人リストラされるにも等しい改編ともなっておりまいます。職員には今以上の負担がかかり、効率的な市政運営と市民サービスの向上につながらない懸念があります。

県内には、一度、保健と福祉関係の部が統合して大きな部として運営していましたが、さまざまな問題から再度、福祉、保健の独立した部に戻そうとする自治体があられていいます。このような反省の教訓から学んでいくことが必要だと考えます。よって、この条例案に反対いたします。

議員各位におかれましては、ご賛同を賜りたくお願い申し上げまして反対討論といたします。

次に、議案第27号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、反対の立場で討論いたします。

この条例案、総則、基本方針第3条では、指定居宅介護支援の事業は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2項では、指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならないとしていますが、第16条20項、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならないとして、届け出を義務づけています。

この事業に携わっておられる関係者のお話によりますと、基準の回数を上回る生活援助が必要だと思ったとき、必要な理由を記入して市町村に提出し、さらに地域ケア会議に出席して理由を説明し、検討に付されるというその後の手順を考えると、必要な生活援助であっても、厚生労働省から示された検討案の数値基準の回数を超える申請をすることをためらい、基準以内に抑えようとするのではないかという見解が述べられております。

この制度の導入によって、介護を受ける方の生活援助回数が抑制され、制限され、必要なサービスが受けられなくなるのではないかという関係者からの意見、懸念が出されています。

一例として、自宅で介護を受ける要介護3の状態の方で老老介護の方、独居の高齢者について考えると、1カ月42回以上の生活援助を受ける計画を立てると、理由書を提出し、地域ケア会議で検討に付されることになります。

介護関係者の実体験に基づく見解でも、要介護3の方が受ける生活援助の回数が50回以上必要な方もいるとの意見を伺いました。厚生労働省の資料によると、1カ月42回以上の生活援助を受ける方が要介護3の方で6.1%であると示されており、この話を裏づけるも

のとなっています。

生活援助の内容は、調理や部屋、トイレ、風呂の清掃、布団干し、食事ごとに服用する薬の管理、買い物サービスなど多岐にわたっており、さまざまな事情で施設に入居できないため自宅で介護を受ける方にとっては、このような生活援助は生活の支えです。

これらの必要な生活援助の抑制、制限は、円滑な日常生活にとって支障となります。介護保険法第1条には、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに介護及び療養上の管理、その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかわる給付を行うため、中略、もって国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とすると記されています。

この条例案は、介護保険法にそぐわないものであり、生活援助が必要な人に必要な援助を抑制、制限することにつながる制度を導入するものであります。よって、この条例案に反対いたします。

議員各位の賛同を賜りますようお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第3号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第4号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（海老澤 勝君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第5号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第6号 笠間市行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第7号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第9号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決され

ました。

議案第10号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第11号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第12号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第13号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第14号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第15号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第16号 笠間市特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第17号 笠間市都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第18号 友部都市計画南友部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案に可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第19号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決され

ました。

議案第20号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第21号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第22号 笠間市観光振興基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第23号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第24号 笠間市土採取事業規制条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第25号 福ちゃんの森公園の設置及び管理に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第26号 笠間市動物の愛護及び管理に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第27号 笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。11時10分より再開いたします。

午前10時58分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き会議を再開します。

---

議案第39号 平成30年度笠間市一般会計予算

議案第40号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第41号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第42号 平成30年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第43号 平成30年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第44号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第45号 平成30年度笠間市立病院事業会計予算

議案第46号 平成30年度笠間市水道事業会計予算

議案第47号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第48号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計予算

○議長（海老澤 勝君） 日程第5、議案第39号 平成30年度笠間市一般会計予算ないし議案第48号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計予算までの10件を一括議題といたします。

予算特別委員会委員長から、審査の経過並びに結果についてご報告願います。

委員長西山 猛君。

〔予算特別委員長 西山 猛君登壇〕

○予算特別委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月5日、6日、7日の3日間にわたり、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました平成30年度の一般会計、特別会計及び企業会計の予算10件について、笠間全市民の福祉向上、行政サービスのさらなる充実につながる効果的な予算であるかを眼目に終始、積極的かつ慎重に細部にわたり審査を行ったところであります。

それでは、審査の過程での主な質疑等についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第39号ですが、市長公室所管では、台湾事務所設置にかかる予算の内訳として特別旅費を計上しているが、666万8,000円のうち旅費は幾らなのかとの質疑に対し、台湾に駐在する職員の特別旅費として564万円を計上していると執行部から答弁がありました。

次に、ユニバーサルデザインによるまちづくり推進事業について、改めてユニバーサルデザインの意識醸成を図る意図は何かとの質疑に対し、執行部から、誰もが健康な生活を送り続ける安心と安全が確立されたまちづくりをしていこうとするベースは以前から行ってきたところであるが、本市の理念を具体化する手法として、いま一度ユニバーサルデザインという考え方を取り入れることで今回新たにユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していくものであり、その取り組みとして具体的な手法を学ぶため、講座等を実施しながら意識の醸成を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、かさまミュージアムバス運行について、実証実験にとどめず、将来的には買い物支援などに拡大していく考えがあるのかとの質疑に対し、執行部から、市民の足となる公共交通の考え方としてはデマンドタクシーの運行を基本としている、今回の実験は市民の移動に対するニーズとか、財政的にマッチするもののかなどを実証するため運行するも

のであり、イベント、買い物支援などは、それぞれの事業において検討することとなるとの答弁がありました。

笠間版C R C推進事業の全体像として具体化するのはいつごろになるのかとの質疑に対し、執行部から、全体事業のスケジュールとしては、昨年に基本計画を策定し、平成32年3月末までを目標として事業候補者の選定に向けた取り組みをしている。現時点で参画する事業者は確定していないため、引き続き事業の具体化に向けて努めていきたいとの答弁がありました。

総務部所管では、公共建築物の中期資産管理計画策定業務に当たっては、外部からの策定委員としてどういう方を予定しているのかとの質疑に対し、建築に精通した大学の教授を座長に、建築に携わる方など7名の委員構成で策定委員会を立ち上げ進めていきたいと執行部から答弁がありました。

また、公有財産のデータ管理について現状はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部から、財産管理台帳化に関しては行政財産を所管している部署において管理しているところであり、公有財産の総括的役割や庁舎施設の行政財産、普通財産の管理は資産経営課が管理しているところである、今後、状況が把握できていない部分については所管する部署に指導していきたいとの答弁がありました。

市民生活部所管では、高齢者運転免許自主返納支援報償費について、高齢者が増えている中、対象者の見込み人数はどのぐらいになるのかとの質疑に対し、執行部から、過去の増加傾向を踏まえ、昨年度実績相当分の192件分を計上しているとの答弁がありました。

次に、高齢者ごみ袋の製造業務を実施するに至った経緯と利用者の状況についての質疑に対し、執行部から、高齢者がコンテナによるごみ持ち出しに苦慮している現状により、容易に取り扱いができるごみ袋による実証実験を平成27年10月から実施し、現在までに112名の方に参加していただいている。アンケート結果によると、コンテナの持ち運びが省け負担軽減につながっているとの好評を得ており、平成30年度中には本格実施に向けていきたいとの答弁がありました。

また、それらに関して、高齢者以外の利用についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、執行部から、65歳以上の高齢者世帯、障害を持っている方の世帯を対象としているが、その他例外として、高齢者を含む世帯であって同居する家族の事情により、ごみ出し、ごみ搬出ができない世帯にあっては、調査の上、許可をしていく予定であるとの答弁をいただきました。

次に、福祉部所管では、社会福祉協議会事業において拡充する内容は何かとの質疑に対し、執行部から、これまでは地域福祉センターと障害者福祉センターをそれぞれ社会福祉協議会へ指定管理していたが、友部保健センターと岩間保健センターの利活用を含め、一括して社会福祉協議会へ指定管理していくものであるとの答弁がありました。

次に、保育支援の配置による保育士負担軽減の具体的内容は何かとの質疑に対し、執行

部から、一つには、保育体制強化事業として保育士の負担軽減を図るため、清掃業務や保育に係る周辺業務を行う者を配置するもの、また、保育補助者雇上強化事業は、保育士の補助のため保育士資格を持たない職員を雇い、保育士の業務負担軽減を図るとともに、将来的には保育士の資格取得を図っていくものとして補助者の雇い上げに必要な費用を計上するものであるとの答弁がありました。

次に、アルソックとの実証実験による成果は上がっているのかとの質疑に対し、執行部から、アルソックとのICタグを活用した事業であるが、2名の徘徊者がいたが、1名、ICタグにより位置情報を感知した。しかし、その後、感知しないルートでの移動により成果としては見られなかったとの答弁がありました。

保健衛生部所管では、ウォーキングポイント事業の本来の目的からすれば、身近に取り組める健康管理として実施すべきものが、体組成計、血圧計が地域医療センターかさま内の保健センター1カ所しか設置していないというのは何か理由があるのかとの質疑に対し、執行部から、体組成計、血圧計は保健指導にも活用していくため、保健師のいる保健センターに設置したいと考えている。また、今回の事業を検証し、設置箇所についても今後検証していきたいとの答弁がありました。

次に、公共施設以外の公共の道路、公園などに対する受動喫煙対策はどのように考えているのかとの質疑に対し、執行部から、今回、関係各課との協議により、受動喫煙対策の指針を出したところであるが、市民の協力を得ていく体制としてマナーの啓発も進めていく必要があると考えており、引き続き関係各課と協議を進めていきたいと答弁がありました。

次に、産業経済部所管では、笠間の栗を考える会補助金であるが、前年度と比較して増加しているが、増加する主な内容は何かとの質疑に対し、執行部から、本補助金は新栗まつりにかかる経費であり、これまで市民センターいわまを会場に実施してきたが、昨年度4万7,000人の来場者があり、安全性の確保や渋滞の緩和などが困難であることから、祭りのクオリティを下げないよう芸術の森公園を会場とすることで考えている。会場変更に伴い、それにかかる経費も増加することが予想されるため、陶炎祭などの実績経費を参考に計上したものであるとの答弁がありました。

また、それに関連し、新栗まつり会場を変更することに対して関係者の意向などを聞く機会は設けるのかとの質疑に対し、執行部から、会場を移動することに関しては、昨年の祭り実施後に栗の関係者などで組織する栗を考える会と協議し、苦情や問題点を解消するため移動の結論に至ったところであるとの答弁に対し、移動したことにより、後々、地域住民からのしこりが残らないように慎重に進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、観光案内所運営委託業務については、4月以降どのように改善し、運営されていくのかとの質疑に対し、執行部から、案内については、春先、秋口についてはフルオープンにしていく予定である。また、案内を充実させていく形で観光協会と調整しているところ

ろである。なお、経費削減を図るため、現在行っている複数の案内所業務を1カ所に集約できるかどうか検討していきたいとの答弁がありました。

次に、都市建設部所管では、道路台帳更新費用が予算計上されているが、現在、笠間、友部、岩間地区それぞれに管理されている台帳を一元化する考えはないのかとの質疑に対し、執行部から、一元化していくためには多額の費用がかかることから、現在のところは考えていないとの答弁がありました。

空家バンクについて、本年4月の宅建業法の改正についてはどのような対応をするのかとの質疑に対し、執行部から、空家利活用補助金の中に、新規事業としては空家住宅流通促進事業150万円を計上し、中古住宅売買時の重要事項説明の中に建物現況調査について説明し、希望がある場合は検査事業所をあっせんすることとなっている、市においては空家バンクから中古住宅を取得する方が安心して取引できるよう、調査費用及び保険費用の補助を行うものであるとの答弁がありました。

また、笠間稲荷周辺まちづくり拠点整備事業として遊歩道整備が計画されているが、大石邸跡地脇の整備内容はどのようなになるのかとの質疑に対し、執行部から、現道は道幅も狭く、水路が流れているため、日動美術館の敷地内に歩道を設置する計画で協議を進めているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管では、みなみ学園義務教育学校については、施設分離型から施設一体型へ方針が転換されたが、今後は全ての学校において施設一体型とする方針になるのかとの質疑に対し、執行部から、義務教育学校については施設一体型、施設分離型があり、それぞれの状況において運営が可能である、開校当時は分離型が望ましいとしたが、児童と生徒の交流、校舎間行き来に時間がかかること、地域の要望、校舎の老朽化などの要件を検討した結果、より教育を充実させるため校舎の一体化が望ましいところであるとの答弁がありました。

中学校では、エアコン設置を特別教室にも予定しているところだが、小学校でも特別教室へ設置する考えはあるのかとの質疑に対し、執行部から、中学校においては部活動など特別教室の使用頻度が高いため設置する計画である、小学校においては、それぞれ学校の状況を調査し、対応を検討していきたいとの答弁がありました。

また、文化財保護費の測量業務委託の成果は今後どのような形で閲覧されるのかとの質疑に対し、執行部から、図化業務については、現在まで68.2ヘクタール実施済みである、平成30年度は87ヘクタールを予定しており、500分の1図面で成果をつくりたい、なお、成果作成した図面は、成果ができ上がり次第、閲覧していきたいとの答弁がありました。

消防本部所管では、市内全体で消火栓の設置状況と予算計上している設置予定場所はどの質疑に対し、執行部から、地区ごとの消火栓の設置状況は、笠間地区が399基、友部地区が537基、岩間地区が329基で、全体で1,265基設置されている。また、新規設置場所は、岩間地区では下郷地内の六所神社付近、笠間地区では石井地内の交番付近を予定している

との答弁がありました。

次に、議案第40号では、歳入において国庫補助金の災害臨時特例補助金が予算計上されている理由は何かとの質疑に対し、執行部から、東日本大震災に係る保険税減免分及び一部負担金減免に関しては、これまで補正予算で対応していたが、新年度からは当初予算で計上する考えから科目設定をしたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第41号では、後期高齢者への人間ドック健診補助金について定員を超える応募状況とのことだが、予算が確保されているのかとの質疑に対し、執行部から、平成28年度までは、後期高齢者医療から全額助成されていたが、平成29年度から、一般会計からの繰り入れをしながら人数分を確保している状況であるため、現時点では現行どおりとしたが、今後定員についてもふやせるかどうかを検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第45号では、人事交流事業負担金及び地域医療研修推進業務負担金の具体的な内容は何かとの質疑に対し、執行部から、人事交流事業は平成29年度から県立中央病院へ看護師2名、放射線技師1名の人事交流を実施しているものであり、平成30年度も同じ人数で実施する。また、地域医療研修推進業務負担金は、これまで同様、筑波大学との事業であるが、来年度から寄附講座事業として3年間医師派遣が確保される。なお、医師数は3名であるとの答弁がありました。

次に、議案第46号では、支出において、営業費用の原水及び浄水費が昨年と比較して減少した理由は何かとの質疑に対し、執行部から、水の需要は微増しているが、県水の基本料金の引き下げによるものであるとの答弁がありました。

次に、議案第47号では、収入において給水収益は昨年と同額となっているが、年間給水量がどのくらい増えたら収益が上がるのかとの質疑に対し、執行部から、総水量が基本料金を超えなければ超過料金が発生しない仕組みになっている、現在、契約水量は全体で1,150トンほどであり、1,500トンの施設排水量があるので、その分を超えれば収益増につながるとの答弁がありました。

最後に、議案第48号では、公共下水道事業会計浄化センターともべの汚水処理施設の増設に係る基本設計について、今後のスケジュールはどの質疑に対し、執行部から、基本設計完了後、実施設計に2年間程度、その後、土木工事、機械設備工事を実施し、4年程度で完成を目指していきたいと答弁がありました。

なお、議案第42号、議案第43号及び議案第44号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、議案39号外9件の議案について採決をしたところ、いずれも全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上が、審査の経過並びに結果であります。

議員各位の賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、委員会の報告とさせていただきます。

○議長（海老澤 勝君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

16番横倉さん君。

〔16番 横倉さん君登壇〕

○16番（横倉さん君） 16番、日本共産党の横倉さんです。

議案第39号、2018年、平成30年度笠間市一般会計予算案に反対する立場で討論をいたします。

初めに、この予算案には、市民生活に関連する幾つかの点で、市民要望を反映し、市民福祉の改善向上が図られています。

まず第一には、産婦検診への助成の実現の件です。産後2週間、1カ月、全ての産婦を対象にして、1人2回内での女性を目指す内容です。

第二は、子ども貧困解消に向けた就学援助制度の改善として、小中学校入学時に要保護家庭、準要保護家庭への入学準備金の改善です。額を、従来のほぼ2倍の小学校入学時には4万300円に、中学校入学時には4万7,400円に増額し、同時に支給時期が従来の7月から2月になり、入学準備に間に合うように改善されました。多くの関係者への確実な支援になります。

第三には、中学校の普通教室、特別教室にエアコンを設置するための設計費が計上されたことです。昨年8月までに、市内小学校の全ての普通教室にエアコンが設置されましたが、引き続いて中学校にエアコンを設置するための予算措置をする予定です。

第四には、事業継続のための施策として、職業訓練校に対する補助が大幅に増額されました。

第五には、デマンドタクシーの乗り継ぎ解消に取り組む方針が示されていることです。

第六には、国保制度の都道府県化に伴って、懸念された国保税の引き上げがなされず、全世帯で1世帯平均1,000円以上引き下げられました。高過ぎる国保税の負担軽減への第一歩として重要な点だと考えます。

これらの改善は、市民生活の向上に役割を果たすものと考えます。今述べた点は、予算案の一部ですが、その他ここで触れることができませんが、改善点が多々ございます。

一方、予算を検討しますと次のような課題が見えてまいります。

まず第一には、笠間保健センターの運営費が計上されていません。保健センターの集約計画の一環として、笠間保健センターでの諸事業を建物内で行うことができなくなります。他の場所で事業を行う予定が示されていますが、利便性の低下とそれに関する点からも機

能の低下が危惧されるところです。同時に、地域住民の要望とも異なり、方針の見直しによる保健センターの活用と事業の再開が必要です。

笠間市は3地区から成る広い地域です。各地域における保健事業の継続が、保健センターが果たすべき役割の円滑な遂行に寄与するものと考えます。

第二は、市職員の雇用の改善が進まないことです。現在、市職員の30%が非正規雇用の状態にあり、中でも、市こども園等で働く保育士さんの場合を見ますと約80%が非正規雇用となっております。ほぼ同じような状況での仕事でも、50歳代では正規雇用者の賃金の50%にも満たない低賃金です。これを改善する予算措置がとられていません。

第三には、保育の質の向上に関してです。保育の質の向上には、保育士を正職員にして雇用し、適切な賃金、労働条件を保障することが必要です。それを避けて、保育資格を持たない保育支援者の配置による保育士負担の軽減という施策を市の新規事業として開始しようとしています。これは本筋から離れた施策です。保育の資格を持つ人は多くいるにもかかわらず、保育士不足が起こっている最大の要因は、正規雇用でも保育士の賃金が多業種から見ても安過ぎるからです。

第四には、こども園を民営化する方向で進めていますが、市が責任を持って運営を行うべきです。

第五には、市民が望む生活道路の改善や歩道の整備などに充てる予算は、幹線道路事業費に比べ、少な過ぎます。狭あい道路、歩道の改善等に充てる予算をふやすべきです。

第六には、市は、県が行う租税債権管理機構業務に依存し、滞納者に対して厳しい取り立てが行われています。債権管理機構への委嘱ではなく、市独自の対応で市民に接すべきです。

第七には、国保税に対して国保会計の立場から一般会計の支出状況を見ますと、法定外繰り入れの額が極めて少なく、高過ぎる国保税の解消改善につなげるためには不十分となっています。

第八には、東海第二原発の危険性から笠間市民の生命と安全を確保する点です。広域避難計画を策定して、その改善を図ろうとする施策に市当局が努力を重ねていることは私たちも真摯に受けとめております。しかし、地震等の災害による住民が受ける被害は、再稼働していない原発より再稼働した東海第二原発のほうが格段に大きなものとなります。

市民の安全を守るために市は、東海第二原発の再稼働に反対し、そのための必要措置をとることが求められています。私どもは、東海第二原発を再稼働させないように、市として取り組むべきと質問を重ねていますが、国や原子力規制委員会の判断が示されていないことを理由として見解の公表を差し控えますとの姿勢をとっています。

ことし11月28日に、東海第二原発は稼働後40年を迎えます。東海第二原発を所管する日本原子力は、原子力規制委員会に申請を出しています。国や原子力規制委員会の判断が出てからでは遅いのです。判断を引き延ばすことなく、今、再稼働をとめるよう、あらゆる

対応をとることが必要です。そのための意思を持ち、予算上の措置をとることが求められていますが、それがなされていません。

東海第二原発が再稼働して過酷事故を起こすことになれば市民は大きな被害を受け、そのときには、幾ら市がよい予算措置をとろうとも、市民生活はその土台から崩壊する危険性があります。

以上の理由から、2018年、平成30年度笠間市一般会計予算案に反対いたします。

議員各位におかれましては、この討論にご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、一般会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第39号 平成30年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成30年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成30年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成30年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成30年度笠間市水道事業会計予算を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計予算を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

総務産業委員会委員長から議案が提出されております。

この際、日程に追加し、議題にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで、議案配付のため暫時休憩します。

午前 11 時 49 分休憩

---

午前 11 時 50 分開議

○議長（海老澤 勝君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

---

**委員会提出議案第 1 号 地方創生及び国土強靱化に向けた首都圏外周環状線の連結強化の為の整備促進を求める意見書**

○議長（海老澤 勝君） 日程第 6、委員会提出議案第 1 号 地方創生及び国土強靱化に向けた首都圏外周環状線の連結強化の為の整備促進を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務産業委員会委員長小松崎 均君。

〔総務産業委員長 小松崎 均君登壇〕

○総務産業委員長（小松崎 均君） 委員会提出議案第 1 号 地方創生及び国土強靱化に向けた首都圏外周環状線の連結強化の為の整備促進を求める意見書の提案理由を申し上げます。

人口減少と高齢社会の加速化という課題に直面する中、自治体においては、地域の特性に沿って総合戦略と人口ビジョンを策定し、まち・ひと・しごと創生が効率的、効果的に実現されるよう諸事業を展開しています。

特に交通網の整備、充実は、暮らしやすいまちづくりや産業振興に寄与するだけでなく、東京一極集中の是正には欠かせない重要な要素となっています。

近年では、北陸新幹線や北海道新幹線が開業し、リニア中央新幹線が建設に向けた手続に入っており、これらの東京を起点とした新幹線網の整備を契機に、首都圏全体の交流人口の増加や観光誘客、インバウンドの増加も期待されているところであります。

また、経済面では、首都圏の要港として貨物輸送の強化を図ることは、企業活動の活性化、企業進出のさらなる促進など、大きな可能性を感じるものであります。

このように首都圏外周地域を結ぶ鉄道網の連携強化は、沿線地域と新幹線網とのアクセス向上、貨物輸送手段の強化などにより、人、物の流れを促進し、沿線自治体の地方創生への取り組みを加速化、実現する大きな推進力になると確信しております。

加えて、首都圏直下地震の発生のリスクの高さが緊急の課題として叫ばれる今こそ、東京圏を通過せず、水戸から茅ヶ崎間の物資及び人を運搬できる代替輸送機関を充実させておくことは、東京圏のバックアップ機能の強化を含め、国土強靱化計画上でも大変重要なことでもあります。

そこで、地方創生及び国土強靱化の推進に向け、首都圏外周環状線（JR常磐線の一部、水戸線、両毛線、八高線、横浜線、相模線）の連結強化のための整備促進を図るため、事業者を含めた国、県レベルの組織体制づくりを進め、積極的な事業の推進を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、国、県へ意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により総務産業委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして説明といたします。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

委員会提出議案第1号 地方創生及び国土強靱化に向けた首都圏外周環状線の連結強化の為の整備促進を求める意見書を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 閉会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で、本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て終了いたしました。

これにて平成30年第1回笠間市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

この後、1時まで昼食のため暫時休憩します。午後1時から全員協議会を開きますので、

議員並びに執行部には全員協議会室に集まるようお願いいたします。  
大変ご苦労さまでした。

午前 11 時 55 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 藤 枝 浩

署名議員 飯 田 正 憲